

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会
(第30回)

農林水産省 消費・安全局

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第30回）

令和8年8月6日（木）

13：35～15：45

WEB会議形式による開催

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

（1）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の農薬の登録に係る同法第3条

第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

①フェナザキンを有効成分として含む農薬

②フェンメゾジチアズを有効成分として含む農薬

（2）農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項

（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

①アラクロールを有効成分として含む農薬

②クロチアニジンを有効成分として含む農薬

③チアメトキサムを有効成分として含む農薬

④ベンゾビシクロンを有効成分として含む農薬

（3）農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事

項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

①アシノナピルを有効成分として含む農薬

（4）その他

3 閉 会

午後1時35分 開会

○農薬対策室課長補佐 それでは、ただいまから第30回農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室の●●●です。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、事務局の異動について御報告いたします。

本日付けで●●●農薬対策室長の後任として●●●室長が着任いたしました。ここで、一言御挨拶を申し上げます。

○農薬対策室長 初めてお目にかかります。私、本日付けで農薬対策室長を拝命しました●●●と申します。どうぞ、先生方、よろしくお願いいたします。

私、昨日まで植物防疫課というところにおりました。農薬を使う側の立場でございます。病虫害防除のために農薬を使っている、そういった立場から農薬に携わっておりました。生産現場において、農薬は大変重要な資材でございます。しかしながら、その一方で、人の健康や環境に対する安全性を科学的な評価に基づき、しっかり確保すること、これもまた重要な使命でございます。私、立場は変わりましたが、また、この使命の重要性を鑑みて邁進してまいりたいと考えてございます。

この農薬原体部会の場におきましても、最新の科学的知見に基づき、委員の皆様にも専門的なお立場から幅広い御意見をいただきながら、農薬原体の規格設定等について御審議いただくことがますます重要になっていると感じてございます。先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

○農薬対策室課長補佐 さて、今回は、議題（１）新規有効成分フェナザキン及びフェンメゾジチアズズの農薬原体の成分規格について、議題（２）再評価を受ける農薬の有効成分アラクロール、クロチアニジン、チアメトキサム及びベンゾピシクロンの農薬原体の成分規格について、議題（３）既登録有効成分アシノナピルの農薬原体の成分規格について、それぞれ御審議いただきたいと思います。

本日は、現時点で本部会に属する委員の方2名、臨時委員の方1名、専門委員の方2名に御出席いただいております。●●●は本日御欠席と伺っております。

本部会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員及び臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は、委員及び臨時委員3名の御出席をいただいております。本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

今回の部会は、リモートでの開催となります。委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにさせていただきようをお願いいたします。発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙

手」のアイコンを押していただきたいと存じますが、急を要する場合など必要があれば、部会長からの合図を待たず御自身でミュートを外して御発言いただいても構いません。

また、チャットボックス機能もございますので、万が一音声トラブル等が発生しましたら、チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

今回も個別の農薬原体の成分規格に関して検討いただきます。検討に当たっての審議及び審議に用いられる資料は、農薬原体の製造方法、不純物の種類等、製造者が公表していない情報も含まれます。申請者の知的財産権の侵害を防止して、審議に必要な資料が悪意のある第三者への漏えいを懸念することなく申請者から円滑に提出されるようにするため、個別の農薬原体の成分規格に関する審議の議事・資料は、非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には、関連ファイルを削除いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の配布資料につきましては、配布資料一覧に掲載しておりますので、御確認いただきまして、不足等ございましたら会議途中でも結構ですので、事務局までお申し付けくださればと存じます。

これからの議事進行については、●●●にお願い申し上げます。

○●●● 本日は、皆様御多用のところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。是非慎重かつ活発な御審議をお願いします。

本日は、七つの有効成分の農薬原体の成分規格に関して議論いただく予定としております。新規有効成分フェナザキンは令和6年7月19日付けで、フェンメゾジチアズについては令和7年5月12日付けで、また、再評価を受ける農薬の有効成分アラクロールについては令和6年9月18日付けで、クロチアニジンについては令和4年12月14日付けで、チアメトキサムについては令和4年12月14日付けで、ベンゾビシクロンについては令和6年5月23日付けで、さらに、既登録有効成分アシノナピルについては令和8年7月9日付けで、それぞれ農林水産大臣から諮問いただいております。

審議に当たっては、先ほど事務局から説明がありましたが、公開することにより特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがありますので、非公開とさせていただきます。御承知おきください。

まず、審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いします。

○農薬対策室課長補佐 平成30年9月14日の農業資材審議会農薬分科会で決定いただきました利益相反の規定に基づいて、皆様に利益相反について事前に確認をさせていただきました。

本日審議いたします各農薬について、委員の皆様から利益相反に関して特段の申出はありませんでしたので、御報告いたします。

○●●● 御報告ありがとうございました。

それでは、議事（1）農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項

(農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度)の①、フェナザキンの審議に入ります。

事務局より資料4-2の説明をよろしくお願いします。

○農薬審査官 農薬審査官の●●●でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料3にてフェナザキンの概要を御説明いたします。

フェナザキンでございますが、新規申請があった殺虫剤でございます。適用作物としては、果樹、野菜、花き類・観葉植物となっております。

それでは、資料4-2をお願いいたします。こちらは前回の原体部会にて審議予定でしたが、時間切れで延期となったものでございます。1ページに農薬の概要などを記載しております。申請者、有効成分の基本情報は記載のとおりでございます。

次のページにまいりまして、有効成分の物理的・化学的性状でございます。こちらに記載のとおりとなっております。

5ページにまいりまして、農薬原体の製造方法でございます。●●●

6ページにまいりまして、農薬原体中の不純物でございます。●●●

6番から農薬原体の分析法でございます。●●●

次のページにまいりまして、農薬原体の組成分析です。●●●

8番が農薬原体中の有効成分及び不純物の含有濃度ということで、●●●

まず、こちらまで御審議のほどお願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、挙手のアイコンを押していただくか、御発言をお願いします。

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○●●● ほかはいかがでしょうか。

では、続きの説明をお願いいたします。

○農薬審査官 では、11ページの9.有効成分の毒性をお願いいたします。

こちらに食品安全委員会の評価結果の一部を転記してございます。ADIとしては0.0046 mg/kg体重/日、ARfDとしては0.1 mg/kg体重と設定されてございます。

次のページにまいりまして、不純物の毒性でございます。●●●

続いて、11.の農薬原体の同等性でございますが、●●●

以上になります。御審議のほどお願いいたします。

○●●● では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

●●●、いかがでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

ほかの点でも結構ですので、御質問や御意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局より資料4－1の説明をお願いいたします。

○農薬審査官 資料4－1をお願いいたします。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格でございますが、フェナザキンについて980 g/kg以上としてございます。

農薬原体中のフェナザキンの分析法は、フェナザキンの農薬原体をアセトニトリルに溶解し、C18カラムを用いてHPLCにより水及びアセトニトリルの濃度勾配で分離し、UV検出器によりフェナザキンを検出及び定量する、定量には内部標準法を用いる、としてございます。

次のページからの申請者、有効成分の基本情報、有効成分の物理的・化学的性状につきましては、先ほどの審査報告書からの転記でございます。

農薬原体の組成分析でございますが、分析法につきまして、フェナザキン及び1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった、また、組成分析において定量された分析対象の含有濃度の合計は996～998 g/kgであった、としてございます。

有効成分の毒性は審査報告書からの転記でございます。

不純物の毒性につきましては、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、農薬原体の同等性につきましては、農薬の製造に用いられるフェナザキンの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体は同等であった、と記載してございます。

以上でございます。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、評価書案の修正につきましては、事務局で皆様からの御意見を反映していただき、その修正案は部長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● また、農薬分科会への報告につきましては、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● ありがとうございます。

それでは、フェナザキンの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室課長補佐 ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●● では、議事(1)の②、フェンメゾジチアズの審議に入ります。

事務局より資料5-2の説明をよろしくお願いいたします。

○生産安全専門官 生産安全専門官の●●●です。よろしくお願いいたします。資料に沿って御説明いたします。

まず、資料3に農薬原体の概要をまとめてございます。フェンメゾジチアズは今回新規申請されました殺虫剤でございまして、適用作物は稲、稲(箱育苗)、きく、芝になります。

それでは、資料5-2の審査報告書を説明させていただきます。審査報告書の1ページになります。

申請者はBASFジャパン株式会社、登録名から分子量までは記載のとおりでございます。

2ページ、物理的・化学的性状は表3-1、それから、UVスペクトルは3ページから4ページに記載してございます。

製造方法になります。●●●

7ページ、表5-1に原体中の不純物を整理してございます。●●●

それでは、分析法です。●●●

続きまして、9ページ、農薬原体の組成分析についてです。●●●

続きまして、農薬原体中の有効成分及び不純物の含有濃度でございます。●●●

こちらで一旦切らせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きの説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 続きまして、有効成分の毒性です。

12ページ、食品安全委員会の評価書から食品健康影響評価結果を転記してございます。ADIはウサギの発生毒性試験のNOAELから0.04 mg/kg体重/日、ARfDはラットの発生毒性試験のNOAELから0.1 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、不純物の毒性でございます。●●●

それでは、農薬原体の同等性についてです。●●●

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

ありがとうございます。

では、事務局より資料5-1の説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 資料5-1でございます。農薬原体の規格はフェンメゾジチアズ980 g/kg以上、農薬原体中のフェンメゾジチアズの分析法ですけれども、原体をアセトニトリルに溶解後、キラルカラムを用いてHPLCによりメタノールで分離し、UV検出器で検出及び定量する、定量には絶対検量線法を用いる、としております。

次、2ページになりますが、申請者、BASFジャパン株式会社、以降、有効成分の基本情報、それから、3ページ、物理的・化学的性状は審査報告書からの転記でございます。

続いて、4ページ、農薬原体の組成分析です。原体の組成分析に用いられた分析法は、フェンメゾジチアズ及び不純物いずれも選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった、農薬原体の組成分析において定量された分析対象の含意濃度の合計は992～997 g/kgであった、と整理してございます。

有効成分の毒性は審査報告書からの転記でございます。

不純物の毒性について考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、また、原体の同等性について、製造に用いられる原体と毒性試験に用いられた原体は、組成及び毒性を比較した結果、同等であった、と整理してございます。

以上となります。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、評価書案の修正につきましては、事務局で皆様からの御意見を反映していただき、その修正案は部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● また、農薬分科会への報告については、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● ありがとうございます。

それでは、フェンメゾジチアズの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室課長補佐 ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●● それでは、議事(2)農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項(農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度)の①、アラクロールの審議に入ります。

事務局より資料6-2の説明をよろしくお願いします。

○生産安全専門官 では、まず資料3に農薬原体の概要をまとめております。

アラクロールは1970年に登録された除草剤でございまして、果樹、野菜、てんさい、芝等に使用されております。今回、再評価を行うということで御審議いただきます。

それでは、資料6-2、審査報告書の説明をさせていただきます。

こちら、表紙になりますけれども、こちらも前回審議予定でしたけれども、時間切れで延期となったものとなります。

審査報告書1ページになります。申請者は日産化学株式会社、登録名から分子量まで記載のとおりでございます。

2ページ、物理的・化学的性状は表3-1、UVスペクトルは3から4ページに記載してございます。

製造方法になります。●●●

7ページ、表5-1に原体中の不純物等を整理してございます。●●●

それでは、分析法です。●●●

続きまして、12ページ、農薬原体の組成分析についてです。●●●

続きまして、農薬原体中の有効成分及び不純物等の含有濃度でございます。●●●

こちらで一旦切らせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○●●● ●●●

○生産安全専門官 ●●●

○●●● ●●●

○生産安全専門官 ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○●●● ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● お願いします。

○●●● ●●●

○農薬審査官 ●●●

○●●● ●●●

○●●● ほかに御質問などございますでしょうか。

それでは、続きの御説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 続きまして、有効成分の毒性です。17ページ、食品安全委員会の評価書から食品健康影響評価結果を転記してございます。ADIは0.01 mg/kg体重/日、ARfDは1.5 mg/kg体重と設定されております。

続きまして、不純物等の毒性でございます。●●●

こちらで一旦切らせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

●●●、いかがでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

では、続きの御説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 ●●●

それでは、農薬原体の同等性についてです。●●●

以上です。よろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、事務局より資料6-1の説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 資料6-1でございます。農薬原体の規格はアラクロール940 g/kg以上、原体中のアラクロールの分析法ですけれども、原体をアセトンに溶解後、GC-FIDで検出、定量する、定量には内部標準法を用いる、としてございます。

次に、2ページになりますが、申請者は日産化学株式会社、以降、有効成分の基本情報、3ページの物理的・化学的性状は審査報告書からの転記でございます。

4ページ、農薬原体の組成分析です。原体の組成分析に用いられた分析法は、アラクロール及び不純物いずれも選択性、検量線の直線性、精確さ、併行精度が確認されており、科学的に妥当であった、農薬原体の組成分析において定量された分析対象の含有濃度の合計は992~993 g/kgであった、と整理をしております。

有効成分の毒性は審査報告書からの転記でございます。

不純物の毒性について、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、また、原体の同等性について、農薬製造に用いられる原体と毒性試験に用いられた原体は同等であった、と整理をしております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、評価書案の修正につきましては、事務局で皆様からの御意見を反映していただき、その修正案は部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● また、農薬分科会への報告につきましては、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● ありがとうございます。それでは、アラクロールの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室課長補佐 御審議いただきまして、ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●●部会長 ありがとうございます。

それでは、議事(2)の②、クロチアニジンの審議に入ります。

事務局より資料7-2の説明をよろしくをお願いします。

○農薬審査官 では、初めに、資料3にてクロチアニジンの概要を御説明いたします。

初回登録年は2001年の殺虫剤でございまして、今回再評価に当たって御審議をお願いするものでございます。

適用作物は稲、根菜類、葉菜類など多岐にわたるものでございます。

では、資料7-2をお願いいたします。

冒頭の2ポツ目に記載してございますが、再評価の前に、クロチアニジンの原体規格は令和2年6月23日に一度設定済みでございます。今回再評価で改めて御審議をお願いするものでございます。

令和2年以降の違うところというところでは、●●●。また、再評価ということで、食品安全委員会による評価結果が更新されてございます。

では、1ページをお願いいたします。申請者は住友化学、有効成分の基本情報については記載のとおりでございます。

次のページにまいりまして、3、有効成分の物理的・化学的性状ですが、こちらは、ふだんは表などを記載しているところでございますが、再評価に当たって変更があるものではございませんので、令和2年6月23日付け農薬原体の組成に係る審査報告書のとおり、ということで、簡潔な形にまとめさせていただいてございます。

4. 農薬原体の製造方法ですが、●●●

5 番の農薬原体の不純物については、●●●

次のページにまいりまして、農薬原体の分析法は前回御審議いただいたとおりでございます。

7 番が農薬原体の組成分析でございますが、●●●

8 番になりまして、原体規格でございますが、●●●

続きまして、8 ページ、9. 有効成分の毒性でございますが、こちらは食品安全委員会の評価書から一部抜粋したものでございます。ADIは0.097 mg/kg体重/日、ARfDは0.25 mg/kg体重と設定されてございます。

10. 不純物の毒性でございます。●●●●

続きまして、11の農薬原体の同等性でございますが、●●●●

クロチアニジンについては以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○●●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○●●●● ●●●●

○●●●● ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、事務局より資料7-1の説明をお願いいたします。

○農薬審査官 では、資料7-1をお願いいたします。

こちらにつきましては、先ほど御審議いただいた資料7-2及び令和2年6月23日付け農薬原体の組成に係る審査報告書に基づき作成してございます。

農薬原体の規格につきましては、クロチアニジンについて、970 g/kg以上としてございます。

農薬原体中のクロチアニジンの分析法ですが、農薬原体をメタノールに溶解後、C18カラムを用いてHPLCにより0.1%酢酸水溶液/アセトニトリルで分離し、UV検出器により検出及び定量する、内部標準法を用いる、としてございます。

次のページにまいりまして、申請者は住友科学株式会社、有効成分の基本情報、有効成分の物理的・化学的性状、こちらは審査報告書からの転記でございます。

次のページにまいりまして、農薬原体の組成分析でございます。クロチアニジン及び1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった、農薬原体の組成分析において定量された分析対象の含有濃度の合計は983～996 g/kgであった、と記載してございます。

有効成分の毒性は審査報告書からの転記でございます。

不純物の毒性につきましては、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、農薬原体の同等性につきましては、製造に用いられるクロチアニジンの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体はその組成及び毒性を比較した結果、同等であった、としてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○●●●● ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○●●● ●●●

資料7-1は再評価なわけですがけれども、結局変わったところがあるのですかね。全く同じになるのですかね。要するに、再評価したのですがけれども、最初の評価のときと結局規格値は変わっていないし、参照規格については、別に資料7-1には書かないわけですね。なので、資料として全く同一な感じですか。

○農薬審査官 農薬原体の組成分析のところで含有濃度の合計を書いている幅などに変更があるということで、今回提出された試験を踏まえると、この幅が更新されているというところがございますが、全体として評価結果としては同様のものになってございます。

○●●● ありがとうございます。再評価のときというのは、第何版とか食安委みたいにタイトルに分かるようにつけたりとかはしないのですかね。

○農薬審査官 第何版という形では、これまでもしてございせん。再評価でない場合でも変更申請が複数あったときなどにバージョンアップするときはあったのですが。

○●●● なるほど。どれが最新版で、その前にいつだったのかとか、そういう記録が追えるのかなと思っただけです。

以上です。感想です。

○農薬審査官 ヘッダーのところに令和8年8月6日というふうに記載してございまして、新しいものと古いものが区別はつくといったところでございます。

○●●● ほかに御意見、御質問などございせんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、評価書案の修正につきましては、事務局で皆様の御意見を反映していただき、その修正案は部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● また、農薬分科会への報告については、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● ありがとうございます。

それでは、クロチアニジンの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室課長補佐 御審議いただきまして、ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●● ありがとうございます。

では、ここで10分間の休憩とさせていただきますと思います。審議の再開は15時5分といたしますので、

よろしくお願いします。

午後2時56分 休憩

午後3時05分 再開

○●●● では、定刻になりましたので、審議を再開させていただきたいと思います。皆様、御準備をお願いいたします。

では、議事（２）の③、チアメトキサムの審議に入ります。事務局より資料８－２の説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 まず、資料３に農薬原体の概要をまとめております。

チアメトキサムは2000年に初回登録された殺虫剤でございまして、稲、根菜類、葉菜類、果菜類、果樹類、茶等幅広く使用されております。今回再評価を行うということで御審議いただくことになっております。

それでは、資料８－２、審査報告書を御説明いたします。

審査報告書１ページ目、申請者はシンジェンタジャパン株式会社です。

登録名から分子量まで記載のとおりでございます。

２ページ、物理的・化学的性状は表３－１、UVスペクトルは３から４ページに記載をしております。

製造方法になります。●●●

６ページ、表５－１に原体中の不純物を整理しております。●●●

それでは、分析法です。●●●

続いて、７ページから農薬原体の組成分析についてです。●●●

続きまして、農薬原体中の有効成分及び不純物の含有濃度でございます。●●●

続きまして、有効成分の毒性です。10ページ、食品安全委員会の評価書から食品健康影響評価結果を転記しております。

ADIは0.012 mg/kg体重/日、ARfDは0.5 mg/kg体重というふうに設定をされております。

続きまして、不純物の毒性ですけれども、●●●

農薬原体の同等性についてです。●●●

以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、事務局より資料８－１の説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 では、資料８－１でございます。農薬原体の規格は、チアメトキサム980 g/kg以上。農薬原体中のチアメトキサムの分析法ですけれども、原体を0.1%リン酸水溶液/アセトニトリルに溶解後、C18カラムを用いてHPLCにより0.1%リン酸水溶液、アセトニトリル及びメタノールの濃度勾配で分離し、UV検出器で検出、定量する、定量には絶対検量線法を用いる、としてございます。

次に、２ページになりますけれども、申請者はシンジェンタジャパン株式会社、以降、有効成分の基本情報、それから有効成分の物理的・化学的性状は審査報告書からの転記でございます。

続いて、４ページ、農薬原体の組成分析です。原体の組成分析に用いられた分析法はチアメトキサム及び1 g/kg以上含有されている不純物について、いずれも選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった、原体の組成分析において定量された分析対象の合計は989～1002 g/kgであった、と整理してございます。

有効成分の毒性は審査報告書からの転記です。

不純物の毒性につきましては、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、また、原体の同等性について、農薬製造に用いられる原体と毒性試験に用いられた原体は組成及び毒性を比較した結果、同等であった、と整理をしてございます。

以上となります。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、評価書案の修正につきましては、事務局で皆様の御意見を反映していただき、その修正案は部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● また、農薬分科会への報告については、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● ありがとうございます。

それでは、チアメトキサムの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室課長補佐 御審議いただきまして、ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいり

ます。

○●●● よろしく願います。

では、議事（２）の④、ベンゾビシクロンの審議に入ります。

事務局より資料９－２の説明をよろしく願います。

○生産安全専門官 まず資料３、農薬原体の概要です。ベンゾビシクロンは、2001年に初回登録された水稻用の除草剤でございます。今回再評価を行うことで御審議いただく剤になっております。

それでは、資料９－２、審査報告書の説明をさせていただきます。

こちらですけれども、表紙に記載しておりますけれども、２月実施の第28回農薬原体部会において一度審議をいただいております。ベンゾビシクロン農薬原体中に不純物1,2-ジクロロエタンが含有されないと考える理由及びその根拠資料について追加提出を要求しておりましたけれども、今般申請者から資料が提出されましたので、該当する項目について再審議いただきます。追記した部分は黄色マーカーを付しております。

審査報告書の１ページになりまして、申請者は株式会社エス・ディー・エスパイオテックでございます。

ページ飛びまして、５ページ、製造方法になります。●●●

原体中の不純物につきましては、前回から変更はございません。

分析法です。●●●

続きまして、７ページから農薬原体の組成分析についてです。●●●

このまま続けさせていただきますが、農薬原体中の有効成分及び不純物の含有濃度でございます。●●●

こちらで一旦切らせていただきます。御審議よろしく願います。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

●●●、いかがでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、続きの説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 有効成分の毒性は前回審議したので、割愛させていただきます。それでは、不純物の毒性についてですが、こちら、1,2-ジクロロエタンは第28回原体部会で各評価資料から閾値のない遺伝毒性発がん物質として扱い、考慮すべき毒性を有する不純物とすることが妥当ということで御審議をいただきまし

た。

最大許容濃度はGHSによる変異原性物質及び発がん性物質の最大許容濃度である1 g/kg未満としまして、30ページのところになりますけれども、ベンゾピシクロン原体の組成分析の結果から、1,2-ジクロロエタンの上限値は0.9 g/kgといたしました。

それでは、農薬原体の同等性についてです。●●●

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかの先生方もよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、事務局より資料9-1の説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 では、資料9-1でございます。農薬原体の規格はベンゾピシクロン980 g/kg以上、考慮すべき毒性を有する不純物として1,2-ジクロロエタン0.9 g/kg以下としております。

農薬原体中のベンゾピシクロンの分析法ですけれども、原体をアセトニトリルに溶解後、C18カラムを用いてHPLC-UVで検出、定量する、定量には内部標準法を用いる、また、1,2-ジクロロエタンの分析法については、原体を*N,N*-ジメチルホルムアミドに溶解後、GC-FIDにより検出及び定量する、定量には内部標準法を用いる、としてございます。

次に、2ページの申請者から有効成分の基本情報、それから、3ページ、物理的・化学的性状につきましては、審査報告書からの転記でございます。

続いて、4ページ、農薬原体の組成分析です。原体の組成分析に用いられた分析法はベンゾピシクロン、1,2-ジクロロエタン、それから1 g/kg以上含有される不純物につきまして、いずれも選択性、検量線の直線性、精確さ、併行精度が確認されており、科学的に妥当であった、原体の組成分析において定量された分析対象の含有濃度の合計は993~1016 g/kgであった、と整理してございます。

有効成分の毒性は審査報告書からの転記でございます。

不純物の毒性、まず6.1項の1,2-ジクロロエタンにつきまして、こちら、1,2-ジクロロエタンはGHSに基づく分類において、「発がん性1B（ヒトに対しておそらく発がん性がある）」というふうにされておりまして、ベンゾピシクロンとは異なる毒性を有する不純物ということで、各種、食品安全委員会の清涼飲料水評価書であったり、厚生労働省の有害性情報の詳細資料、それから、ECHAの登録物質報告書、これらの評価書から

鑑みまして、閾値のない遺伝毒性発がん物質として扱い、考慮すべき毒性を有する不純物とすること、それから、最大許容濃度はGHSによる変異原性物質及び発がん性物質の最大許容濃度である1 g/kg未満としまして、ベンゾビシクロン原体の組成分析結果から上限値は0.9 g/kgと設定することが妥当であると判断した、とまとめてございます。

8ページ、6.2項、その他の不純物につきまして、こちらは考慮すべき毒性を有するものは認められなかった、また、7項の農薬原体の同等性について、農薬製造に用いられる原体と毒性試験に用いられた原体は組成及び毒性を比較した結果、同等であった、と整理してございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、評価書案の修正につきましては、事務局で皆様の御意見を反映していただき、その修正案は部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● また、農薬分科会への報告については、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、こちらも部会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● ありがとうございます。

それでは、ベンゾビシクロンの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室課長補佐 御審議いただきまして、ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●● よろしく願いします。

それでは、議事(3) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項(農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度)の①、アシノナピルの審議に入ります。

事務局より資料10-2の説明をよろしくお願いいたします。

○農薬審査官 では、まず資料3にてアシノナピルの概要を御説明いたします。

こちらは初回登録2019年の殺虫剤でございまして、かんきつ、ピーマンなどに使われる農薬でございます。今回、原体の製造方法の変更に伴う変更申請があったものでございます。

では、資料10-2をお願いいたします。

まず、1ページでございますが、申請者は日本曹達株式会社、有効成分の基本情報は記載のとおりでござ

います。

次のページにまいりまして、有効成分の物理的・化学的性状も記載のとおりでございます。

5ページにまいりまして、農薬原体の製造方法でございます。●●●

6ページにまいりまして、農薬原体中の不純物でございます。●●●

8ページにまいりまして、農薬原体の分析法です。●●●

7番から農薬原体の組成分析でございます。●●●

8番が原体規格でございますが、●●●

続きまして、9. 有効成分の毒性でございますが、こちらは食品安全委員会の評価書の一部を転記してございます。ADIは0.04 mg/kg体重/日と設定されてございまして、ARfDは設定する必要がないとされてございます。

続きまして、10. 不純物の毒性でございます。●●●

続きまして、11の農薬原体の同等性でございますが、●●●

以上でございます。御審議をお願いいたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○●●● ●●●

○●●● ありがとうございます。

ほかの先生方もいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局より資料10－1の説明をお願いいたします。

○農薬審査官 まず、農薬原体の規格でございますが、アシノナピルについて、980 g/kg以上としてございます。

農薬原体中のアシノナピルの分析法ですが、農薬原体をアセトニトリルに溶解し、C8カラムを用いてHPLC-UVによりアシノナピルを検出及び定量する、定量には内部標準法を用いるとしてございます。

次のページからの申請者、有効成分の基本情報、有効成分の物理的・化学的性状は審査報告書からの転記でございます。

農薬原体の組成分析でございますが、農薬原体の組成分析に用いられた分析法はアシノナピル及び1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった、また、定量された分析対象の含有濃度の合計は996～1000 g/kgであった、としてございます。

有効成分の毒性は審査報告書からの転記でございます。

不純物の毒性でございますが、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、農薬原体の同等性でございますが、農薬の製造に用いられるアシノナピルの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった、としてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、評価書案の修正につきましては、事務局の方で御対応いただき、その修正案は部会長一任ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● また、農薬分科会への報告については、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部会長に一任いただくことによろしいでしょうか。

(異議なし)

○●●● ありがとうございます。

それでは、アシノナピルの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室課長補佐 ありがとうございます。今後、所要の進捗を進めてまいります。

○●●● よろしく願いいたします。

では、本日の農薬原体部会の議事は以上となります。

その他、何かございますでしょうか。

ないようであれば、議事進行は事務局にお返しいたします。

○農薬対策室課長補佐 本日は長時間にわたり御審議賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成後、委員の皆様に御確認いただいた後、公開させていただきます。事務局案ができましたら、御確認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の第30回農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会を閉会いたします。

長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

午後3時45分 閉会